

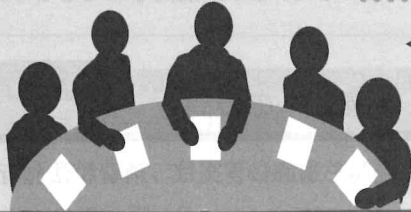
事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第102回> 居住用賃貸建物の範囲と仕入税額控除

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



[前回(第101回)はNo3834(令和7年1月13日号)に掲載いたしました。]

消費税
ど議論が
してい

sample

sample

sample

1 はじめに～和氣先生の税務通信記事

白井 税務通信No.3834(2024年2月10日号)

で
う
濱

経験もある、消費税法のエキスパートですね。
税務通信ではいつも勉強させてもらっています
が、どこが疑問なののでしょうか。

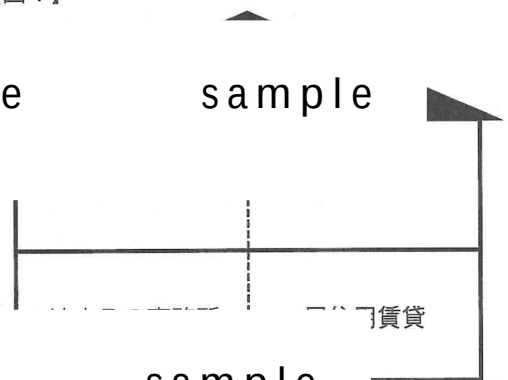
sample

sample

sample

いて、面積按分により仕入税額控除の対象として
良いか、という設問になっています。

【図1】



と引用すると

ような内容です。

法人Bが図1のように一棟の建物に4室の部屋がある
も居住用で
が事務所と
用賃貸と
に、法人Bが事務所として使用する1室分につ

A 法人Bが事務所用として使用する部分について、居住用賃貸建物に該当するとして

sample

sample

sample

入税額控除の対象とならず(消法30⑩)、住